

理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の基準

社会福祉法人宮城愛育会

- 1 理事会及び監事会、評議員選任・解任委員会及び評議員会に出席した、その出席1回につき、10,000円を報酬として支給する。
- 2 1の出席に要する旅費は旅費規程によるものとする。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から実施する。